

General Terms & Conditions

1. 輸出入の通関手続きをするためには、日本の荷主または荷受人は、13桁の法人番号が必要です。
詳細は下記をご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku.htm>
2. 無償貨物または寄贈品であったとしても、インボイスには、例外なく商品価格の記載が必要です。
3. 改正SOLAS条約によって、荷主はコンテナ総重量を証明し、船会社およびターミナル代表者に届け出ることが義務付けられています。申告重量の修正や、届出の遅れにかかる費用は荷主負担となります。
4. *印の項目には、別途8%消費税がかかります。
5. 輸送所要時間は、港間、空港間の時間を表わし、見積もりの表記とは変更になる可能性があります。
6. すべての料率は、船会社やタリフの変動により、変更となる可能性があります。
7. 見積もりは、お客様により提供された貨物詳細に基づきます。そのため、貨物詳細が変更されると、見積もりの料率に影響する可能性があります。
8. 国際輸送費および現地費用の見積もりは、外貨で作成されますが、請求書は、請求書発行時に換算された日本円で作成します。
9. 見積もりには、輸入諸税、通関検査と検疫検査に関連するチャージは含まれません。また、待機時間、デマレージ、ディテンション、港、空港、保税倉庫でのストレージチャージも含まれません。
10. 特別な定めのない限り、見積もりは、基準外積荷ではない、積載可能な貨物にのみ適用されます。
11. 特別な定めのない限り、見積もりに一般賠償責任保険は含まれますが、貨物運送保険は含まれません。
貨物運送保険に関しましては、ご要望がございましたら、弊社がお客様に代わって手配をいたします。
12. 食品・飲料を輸入する際、製造工程表、成分表、分析証明書といった書類を関係官署から要求されることがあります。要件や制限について弊社側で関係官署に事前に確認するため、資料等は手配を開始する前にご送付ください。

Trucking terms and conditions

1. 集荷の際は、荷主にてトラックに積込む車上受けを原則とします。
貨物の配送の際の貨物の荷降しは、荷受人がする、車上渡しを原則とします。
不都合のある場合はご相談ください。
2. 混載輸送費は、実際の重量あるいは、容積重量によって請求されます。容積重量は、“m3 x 280”の計算式で換算されるものとします。
3. 保冷車、ウイング車、パワーゲート、UNIQ、低床トレーラーのような特殊なトラックを手配する場合、別途費用が発生します。
4. 混載便の場合、集荷、配達的时间指定はできません。
時間指定をご希望の場合は、チャーター便をおすすめします。
5. 予定外のパッキング、ラベリング、パレット梱包、タグ付け、組み立て、ラッピング、廃棄、解体などの追加作業や、臨時開庁が発生した場合、追加費用が発生します。
6. 二軸シャーシ利用の場合、2時間以内の待機時間は見積もり料金に含まれています。
2時間以上の待機時間、三軸シャーシのご利用は追加費用が発生します。
7. 危険品貨物は、基本的にチャーター便で輸送します。
8. 特別な定めのない限り、見積もりは、基準外積荷ではない、積載可能な貨物にのみ適用されます。

International freight terms and conditions

1. 輸入航空貨物のターミナルハンドリングチャージ(THC)には、到着後24時間以内のターミナル内運搬料や倉庫保管料が含まれています。超過した場合は実費にて請求いたします。
2. 航空貨物の料率は、運送業者により定められた燃油サーチャージ、セキュリティサーチャージ、その他のサーチャージにより変動し、それらは事前通告なく変更される可能性があります。
3. 海上貨物の料率は、船会社により決められたCAF/BAFにより変動し、それらは事前通告なく変更される可能性があります。ポートチャージは、船会社によりチャージされ、それらは変更される可能性があります。
4. 船会社によっては、中国・韓国からの海上輸入貨物に対して、FAF/YAS/EBSなどの諸費用が日本側で発生することがありますので、現地へご確認ください。